



島根県報

平成24年 9 月28日 (金)

号外 第 138 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(自 然 環 境 課)	2
島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	(障 がい 福 祉 課)	2

公布された条例等のあらまし

◇島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第84号）

1 規則の概要

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う規定の整理（第20条関係）

2 施行期日

平成24年10月1日から施行することとした。

◇島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（規則第85号）

1 規則の概要

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う規定の整理（別表第1関係）

2 施行期日

平成24年10月1日から施行することとした。

規**則**

島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 9 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第84号

島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成22年島根県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第20条第1号キ中「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に、「郵便窓口業務の委託等に関する法律」を「簡易郵便局法」に、「第8条第1項」を「第7条第1項」に、「再委託業務」を「委託業務」に改める。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 9 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第85号

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成11年島根県規則第80号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表通信施設の項公共的施設の欄中「郵便事業株式会社又は郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。